

こんな悩み事はありませんか…?



成年後見制度を利用して



法定後見制度利用後

Nさんは家庭裁判所での手続き後、Nさんの状況に合った保佐人が家庭裁判所により選任され、区費用の支払いなどのお金の管理や、市役所への申請などの書類管理が保佐人の支援で問題なく行えるようになりました。Nさんは生活環境が大きく変わることなく、今後も地域で暮らしていく見通しです。

制度を利用したNさんの例

Nさんは高齢ですが一人で元気に暮らしている…と離れて暮らす息子は思っていました。海外在住の息子が久しぶりに帰省すると、近所の方が「区費が払えていない」と集金にきました。心配になり、郵便物の確認をすると、市役所からの通知や通販請求書が、家のあちこちに放置されています。Nさんは、お金や書類の管理が難しくなっているようです。物忘れもあり今後の生活が心配です。近くに頼れる親族はなく、自分は、海外に戻らなければなりません。そこで、成年後見制度を利用することになりました。



愛する地域に住み続けたい

成年後見制度

後見人があなたを守る

任意後見制度

ご本人の判断能力が十分でなくなった場合に備える制度です。ご本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった時に備えて、あらかじめ自らが選んだ支援者と自分の生活・財産の管理方法などを定めて契約しておきます。

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれることがないように、法律面や生活面で支援する仕組みです。

法定後見制度

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

Interview

自身の将来のために

知ってほしい。

南丹市権利擁護・成年後見センター 相談支援員

林 高秀(社会福祉士・精神保健福祉士)

南丹市権利擁護・成年後見センターで成年後見制度に関する相談支援を担当。
また、自身も成年後見人として活動中。

一普段は後見人としてどんな後見活動をされておられますか。

林 利用者(被後見人の)生活の質を豊かにするお手伝いとして、財産の管理、例えば本人の収入と支出のバランスを整え必要なところにお金が使えるような支援や、必要な福祉サービスなどの契約の支援などをしています。利用者によって細かな支援内容は異なります。

一利用者によって支援内容が大きく変わつてくるのですか。

林 変わります。利用者といっても、認知症の方や日常生活は一人でできるが、お金のコントロールが一人では難しい方などさまざまなケースがあります。また、生活能力だけでなく、利用者一人一人に性格が違い、それぞれ個性があります。その方の環境や性格に合わせた支援内容、方法を利用者と一緒に考えます。まずは利用者のことをよく知ることから始まります。

林 利用者一人一人に違いがあるなか

南丹市権利擁護・成年後見センター

令和2年4月 福祉相談課に「成年後見制度」に関する相談窓口ができるました。

成年後見制度は、判断能力が十分でない方を法律面や生活面で支える大切な制度ですが、メリットだけではなくデメリットもあります。

例えば、成年後見制度の利用が決定すると、ご本人の判断能力が回復しない限りは、利用をやめることができません。そのため制度の仕組みを理解したうえで、利用することが重要です。

しかし、「制度の名称を聞いたことがあるが、内容までは知らない」という方が多く、制度に関しての認知度は低い現状にあります。

南丹市では、市民の皆さんのが制度について気軽にご相談いただけるよう、市民にとって身近な市役所(福祉相談課)に「南丹市権利擁護・成年後見センター」を設置しました。

南丹市権利擁護・成年後見センター(福祉相談課)
住所: 南丹市園部町小桜町47番地
TEL: (0771) 68-0023
(南丹市役所4号庁舎1階)

相談・利用支援について

センターでは、成年後見制度のこと、成年後見制度を利用するための手続き、専門団体の案内、提出書類についての相談を社会福祉士がお受けします。

【日時】
月曜日～木曜日 午前9時～午後4時(祝祭日・年末年始は除く)
予約の方が優先となりますので、来所前にお電話でお問い合わせください。

成年後見制度は愛する地域に住み続ける助けとなります。
後見人をはじめ、多くの関係者が全力でサポートします。
まずは気軽にご相談ください。

で、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、日々勉強が必要です。利用者の支援をしていくなかで、それぞれの人生の歩みと一緒に走らせてもらうことは大変意義のあることだと感じています。それに、何より利用者からの「ありがとうございます」という言葉が活動を続けていくうえでの励みになります。

一最後に、読者の皆さんに伝えたいことはありますか。

林 全国的には、まだまだこの制度を知らない方は多く、知っていても私は不要だと思う方が多いと感じています。しかし、将来のことなど誰にもわかりません。いつ来るかわからない「いざという時」のために備えておくことはとても大切です。今はこんなな制度があるんだな、そんなふうに頭の片隅に置いていただけたら幸いです。また、もし今困っている方や、もう少しこの制度について知つてみたいと思われた方は、後見センターで随時制度説明などをさせていただいておりますので、お気軽にご相談ください。

南丹市の成年後見制度の利用促進については、関係機関(各相談窓口)、京都弁護士会・京都司法書士会・京都社会福祉士会・南丹市社会福祉協議会にご協力いただき、連携・協議を図りながら進めています。



南丹市権利擁護・成年後見センター
(南丹市役所福祉相談課)



南丹地域包括支援センター



南丹市障害者基幹相談支援センター